

中野区教育委員会会議録 平成26年第3回定例会

○開会日 平成26年1月24日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時10分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当・知的資産担当)	
	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(学校・地域連携担当)	濱 口 求
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長 大 島 やよい

委 員 高 木 明 郎

○傍聴者数 10人

○議事日程

〔議決案件〕

日程第1 第4号議案 平成25年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について

日程第2 第5号議案 中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る意見について

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

① 陳情書の受理について（子ども教育経営担当）

② 食物アレルギー対応の取り組みについて（学校教育担当）

中野区 教育委員会
第3回定例会
(平成26年1月24日)

午前10時00分開会

大島委員長

おはようございます。

教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、高木委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

ここでお諮りをいたします。本日の議決案件第4号議案、「平成25年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」は、非公開での審議を予定しています。したがって、まして日程の順序を変更し、議決案件第5号議案の審議及び報告事項の報告を先に行い、議決案件第4号議案の審議を最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

では、異議ありませんので、日程の順序を変更し、議決案件第5号議案の審議及び報告事項の報告を先に行い、議決案件第4号議案の審議を最後に行うことといたします。

<議決案件>

<日程第2>

大島委員長

では日程第2 第5号議案、「中野区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る意見について」を上程いたします。

なお本件は、教育長について自己の一身上にかかわる事件に該当します。したがって、まして地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第3項の規定により、教育長は本件議事については、教育委員会の会議に出席することができませんので、ここで会場の外にご退出ください。

(教育長 退室)

大島委員長

それでは、議案の説明をお願いします。

副参事(子ども教育経営担当)

それでは、ただいま議題に供されました第5号議案、「中野区教育委員会教育長の給与等

に関する条例の一部改正に係る意見について」、補足の説明を申し上げます。

お手元に議案並びに補足の説明資料を添付させていただいております。提案理由等につきましては、補足の説明資料に基づきましてご報告をさせていただきます。ごらんをいただきたいと存じます。

本件につきましては、区長等の特別職の報酬等につきまして、特別区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、給与月額を改定するとともに、平成 26 年 3 月に支給する期末手当につきまして、特定措置を実施することになったことに伴いまして、教育長の給与につきましても同様の措置を講じるため、下記のとおり中野区教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づいて、区長から意見を求められたので、その意見を申し出る内容となっております。

記以下をごらんをいただきたいと存じます。改正内容でございますけれども、(1) のとおり給与月額を 84 万 3,900 円から 84 万 2,800 円に改定する内容でございます。また、期末手当の特例措置につきましては、平成 26 年 3 月に支給する期末手当の支給月数につきまして、本則の 100 分の 24 を 100 分の 22.56 とする特例措置を設ける内容でございます。

施行期日でございますけれども、本年 3 月 1 日から施行をいたします。

新旧対照表は裏面のとおりでございます。ごらんをいただきたいと存じます。左側が改正案、右側が現行の内容となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを引いているところでございます。お読み取りをいただければと存じます。

なお今後のスケジュールでございますけれども、本件ご審議を賜りまして、平成 26 年区議会第 1 回定例会に一部改正条例案を提出する予定ということでございます。

補足の説明につきましては、以上でございます。

大島委員長

それでは、ただいまのご説明につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

高木委員

特に反対ではないのですが、今回の条例変更で給与月額を 1,100 円下げると、それが 3 月 1 日から施行で、それとは別に期末手当を 1.44 ですか、下げるということですね。この 1.44 の数字の根拠といいますか、何でこういうふうにするのか、ちょっとご説明いただけますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

給与の改定は先ほど申しあげました3月1日からということでございますけれども、一般職につきましては昨年4月にさかのぼって適用されてございます。そういったことの関係上、その差額分をこの期末手当で調整をするという考え方がとられているというふうに聞いてございます。

大島委員長

では、ちょっと私のほうから。どうもこういう制度上のことというのはちょっとわかりにくいのですが、区長等の特別職については特別職報酬等審議会から答申が出たということなのですが、教育長というのはこの対象にはなっていないけれども、同じような扱い、足並みをそろえることにしようという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ただいま委員長ご指摘のとおりでございます。先ほど私が申しあげました特別職報酬等審議会、「等」ということではございますが、特別職ということでは区長、副区長、常勤監査委員並びに区議会議員などになってございます。法令上、教育長につきましては一般職の扱いということではございますけれども、教育公務員特例法によりまして、教育長の給与等につきましては他の一般職の公務員とは別個に条例で定めるということが法定をされているところでございます。中野区におきましても、条例が別立てになっているということではございまして、今回このような改正をさせていただいたということではございます。

大島委員長

わかりました。ほかにはございませんでしょうか。

では、質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第5号議案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大島委員長

では、異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

（教育長 入室）

<報告事項>

大島委員長

次に、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告>

大島委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、1月17日の第2回定例会以降の主な委員の活動について、一括して報告します。

1月20日月曜日、中野区立小学校PTA連合会の新年会が行われました。私、渡邊委員、高木委員、田辺教育長が出席いたしました。

私からの一括報告は以上です。

では、各委員から補足とか質問など、ご発言がありましたらお願いしたいと思いますが、まず私から、今、申し上げました小学校のPTA連合会新年会に私も出席させていただきましたので、ちょっと補足のご報告をいたします。

今回は初めての会場として、セントラルパークのサウスのほうの建物の地下1階に、会議場にもできるし、パーティ用のホールにもなるような広い会場がありまして、そこで行われたのですけれども、私もそこに行ったのは初めてでして、ああ、こんな立派なパーティホールがあるのかということで、びっくりいたしました。そこには巨大なスクリーンもありまして、今回はすごく役員の方たちが気合いが入っているというか、いろいろ趣向を凝らして用意していただいたようで、まず初めに、始まる前ですけれども、巨大スクリーンに役員のだなたかおつくりになった映像が流れていたのですけれども、これが何かびっくりするような映像で、各小学校の名前と、そのPTA会長さんの名前が順次映し出されるのですけれども、みんなローマ字で書いてありまして、小学校の名前も会長さんの名前もローマ字なのですけれども、それが何か外国のまちの各所——塀だとか道路だとかマンホールふたとか、そういうところにローマ字がペンキで殴り書きしてあるみたいに見える映像で、本当にそんなのではないと思うのですけれども、一体どうやってつくったのか、私はいまだに謎で、聞いてみたいと思っていますのです。そういうすごくしゃれた映像が流れたり、それから後でPTA連合会の活動を紹介するビデオもそこで流されて、かわいいクマさんが司会者みたいに出てきて、活動を紹介しますみたいなことで、いろいろ映像が流れたりして、すごく大変おもしろかったです。

あとビンゴなんかもあったり、役員の方たちの歌などもあったりして、大変趣向を凝らした楽しい新年会でございました。

私からの報告は以上です。

では、小林委員、何かございますか。

小林委員

私は教育委員の活動というよりも個人的な活動として、22日の水曜日にあきる野市の小中一貫教育の研究発表会にちょっと出向いてまいりました。本区でも小中の連携教育を進めていくということで、一つ大いに参考になったことは、あきる野市は来年度から全市的に小中一貫教育を展開すると。ただ、いずれにしても校地は隣接というよりもほとんど離れているのですね。その中で例えば小学校と中学校が教育目標をそろえていくとか、ただ、その場合にいろいろ表現は小学校としての表現、中学校としての表現といろいろあるのですけれども、そうした統一性だとか、また、全てをやるというのは非常に厳しいので、一つスポットを当てて、例えば国語とか算数・数学とか、生活指導とか、そういった面で共同で1年間をかけてカリキュラムを編成していくとか、そういった中で先生方が小中のお互いのよさを見つめ直すというか、そういうきっかけとなって、それなりの成果が上がったという報告がありました。

こういったことは、今後やっぱりいいものはどんどん参考にして、本区でもいろいろ取り入れていくことが必要かと思います。今、私の言った内容について、早急にすぐ取り入れようということではなくて、一つの参考として私自身も勉強になりました。そのように報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

大島委員長

では、高木委員、何かありますでしょうか。

高木委員

私も1月20日の月曜日、中野コンgresクエアB1コンベンションホールにて行われました小学校PTA連合会の新年会に出席しました。各小学校のPTA、あるいは連合会で非常に活発に活動しているということが、上映されたビデオでもわかりましたし、小P連の会長さんとの意見交換でもかなり熱い意見が出てくるので、そういったところを今後の教育行政にどういうふう反映していくのかということが、やっぱりポイントなのかなと思っております。

私がさかのぼって小学校のころのPTA会長さんというのは、町会長さんとか地域の、顔役というところとちょっとあれが、表現が適切かどうかわかりませんが、名前だけみたいなのところがあったのかなと思うのですが、本当に一生懸命子どもたちのため、学校のためにやっていたらいるなと思っております。

平成23年7月に、学校運営の改善のあり方等に関する調査研究協力者会議ということで、

文部科学省が「地域とともにある学校づくり」というのを発表しました。その中でも例えば今後5年間でコミュニティスクールを公立小・中学校の1割に拡大するとか、あるいは学校運営の中で実効性ある学校関係者評価をやるとか、中学校区を運営単位として複数の小・中学校間の連携・接続に留意した運営体制を拡大とか、そういう提言がありまして、中野区としても小中連携、中学校区をユニットとした教育環境の整備というのを進めているところなのですが、なかなかコミュニティスクールについては、ちょっと手がついていない状況だと思うのですね。従来、コミュニティスクールにする場合は、学校の人事等にも口を出すみたいなかなり私学に近いような運営を想定した案だったのですが、この平成23年の提言以降、コミュニティスクールのあり方についても、各自治体がどの程度まで学校運営に地域の方に参加していただくのかということに関しては、自由裁量でできるような形になってきましたので、ただ、この提案自体が民主党政権時代に出たもので、政権が変わってちょっと何かグレーといいますか、今後どうなるかわかりませんが、文部科学省がどうこうということはちょっと置いておいても、本区としては子どもを囲んで学校、地域、保護者の連携で子どもを育てていくというビジョンを明確に打ち出しているわけですから、やはり今後のあり方として各P連としての活動ということにとどまらず、どういふふうに関与するに各学校の運営に地域の方、保護者の方が、もうちょっと有機的に入っていただくのかというシステムづくりを教育委員会としてやはり考えていくべきだなと。このパワーをもうちょっとうまく使うという語弊がありますが、方向性をちょっと一緒に協議してやるような形をもっと模索すべきだなと帰ってからかなり考えました。

私からは以上です。

大島委員長

では、渡邊委員はいかがでしょう。

渡邊委員

P T A連、小学校の小P連の新年会のほうに参加させていただきました。こういうお祝いごとですから、いかに楽しく明るくしていただけるかということが重要だったと思いますけれども、先ほど委員長からおっしゃったように、映像を使った案内があつて、とてもすばらしいものでした。そういうものを考えると、最初に全体的に、私も若いつもりではいるのですが、小学校のお父様というとさらに結構若い。そしてやはりパワーがあるというのをすごく感じるのですね。そのパワーを感じる場所に、そういった技術、音楽とか、映像、音楽を使った演出、そういったすばらしいものができる。やはり学校教育

の中にも、介護とかでも言われているのですけれども、外部の資源を使わないといけないということでそういう各学校の先生だけではなくて、お父様お母様方にいろいろな能力を持った方が本当にたくさんいらっしゃるということをかいま見ることができて、その力をいかに活用して子どもたちに役立てることができるかなというようなことも今後考えていったらいいのではないかなというふうに感じました。

本当に素晴らしいテクニックを持っている、音楽も素晴らしいし選曲も素晴らしい、今の人たちは違うなど、実際、自分も若いつもりだったのですけれども、何かちょっと悲しい部分がちょっとありましたけれども。

それとまたこういった会合で各学校ごとにいろいろと集まっていて、こういった会合で各学校のテーブルがあったのですけれども、テーブルを越えての交流がすごく図られている。やはりこういった会議形式というよりは、そういう形で顔と顔の見える関係と、もう少し隔たりなく何でもものを言える関係をこういうところで構築することが、やはりよりよいことになっていくのだらうというふうに感じましたので、できる限りこういった会にも出席できるよう頑張りたいなと私も思っていたところでございます。

以上です。

大島委員長

では教育長、いかがでしょうか。

教育長

昨日から小学校の連合作品展をZERO西館で行っておりますので、きのうたまたま時間がありましたので見学してきました。なかなかふだん、毎年やっているのですけれど行けなくて、2年ぶりぐらいに行ったのですけれども、私たちが子どものころというのもまた変ですけれども、図工というと絵を描いたり、粘土で立体的なものをつくるぐらいしか覚えていないのですけれども、今、さまざま素材がいろいろあって、それぞれ先生たちすごくいろんな身近な素材で表現をするという工夫をしていたりして、あと6年生の作品などでは、幾つかの学校でやっていたのですけれども、20歳になった自分へ手紙を書くというものがあって、自分の絵と、それから20歳になった自分にメッセージを送るというのですけれども、今、小学校生活はすごく楽しいのだけれど、大人になったらとても大変だろうけれど、その小学校の楽しいときを思い出してねみたいな、そういう手紙があったり、それから作品に、ただ作品をつくるだけではなくて、どういう思いでつくったかとか、苦労したのはどういうことかというようなことを一言メッセージで添えるということ

で、ただ単に作品をつくるだけでなく、それこそ思考力、表現力、判断力というようなものを体現している図工なのだなということを感じまして、なかなかやっぱり一つの作品をつくっていく過程をととても大事に各小学校の専科の先生たちやっただいていて、ということを感じましたし、あと非常にレベルの高い作品でした。中学校の連合の作品展もまた始まるのでまた行ってきたいなと思っただいけるのですけれども、もしお時間がありましたらぜひZEROホールでやっただいけるので、ごらんいただければと思っただいける。なかなか見ごたえのある作品展でした。

大島委員長

では、ただいまの各委員からの報告につきまして、何か追加のご発言等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

今の教育長のお話でも、やっぱり教育の内容というのもすごく進化しているのだなということを感じましたですけれども、それだけ多分教育の中身、実践方法とかいう先生方もすごく研究していらして。私たちもちょっとその辺の最前線を見にいかないといけないと思っただいける。そのほかにはよろしいでしょうか。

<事務局報告>

大島委員長

それでは、事務局報告に移ります。事務局報告事項の1番目、陳情書の受理についての報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは陳情書の受理につきまして、ご報告申し上げます。お手元に配付の資料のとおり陳情2件が提出され、受理いたしましたので報告いたします。

まず1件目でございますが、1月23日付で、子どもと教育を守る区民の会から提出された、「教育長による区立学校への『常時国旗掲揚』要請を撤回し、改めて教育委員会での審議を求める陳情」でございます。

陳情の趣旨でございますが、12月の教育長による区立学校への「常時国旗掲揚の要請は、教育委員会の合意に基づいて行動するという民主的な手続きを踏むことなく行われた独断による行動であり、改めて教育委員会に差し戻し、審議してくださいという内容でございます。

理由につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、もう1件でございます。同じく1月23日付で受理をいたしました、中野母

親連絡会の方から提出されました、「『はだしのゲン』を学校図書館（室）や公立図書館で自由に閲覧できることを求める陳情」でございます。

趣旨でございますが、「はだしのゲン」を学校図書館（室）や公立図書館で自由に閲覧できることを保障してくださいというものでございます。

理由につきましては、記載のとおりでございます。

なお陳情の取り扱いについてでございますけれども、中野区教育委員会請願処理規則に基づきまして、委員会におきましてご協議をいただき、その結果を陳情者の方に通知する取り扱いになろうかと存じてございます。

また、関連をいたしまして、本年1月10日付で受理をしてございました、子どもと教育を守る区民の会の方から出されておりました、「『はだしのゲン』の自由閲覧の維持を求める陳情」に関しまして、昨日追加で97筆の賛同署名が提出されましたので、あわせてご報告させていただきます。

私からの報告は以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

大島委員長

それでは、これにつきましては今、ご説明があった規則にのっとりましてまた今後協議したいと思います。

では、次に事務局報告事項の2番目、「食物アレルギー対応の取り組みについて」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

学校給食におけます食物アレルギー対策につきましては、平成24年、一昨年になりますけれども、12月に調布で事故が起きまして、それを受けまして区では昨年3月に一部見直しを行ったところでございます。今回は改めて各学校での実際の取り組みについて調査を行いまして、実態の把握を行うとともに、教育委員会事務局内に検討委員会を設けまして、より効果的な対策等について検討してきたところでございます。

そして今回、学校ごとに異なっておりましたさまざまな取り組みの手順ですとか、方法につきまして、教育委員会として統一的に定めたものでございます。

それではお手数ですが、1枚めくっていただきまして2枚目をごらんください。対応の

手順の項目でございます。まず方針を定めまして、食物アレルギー対応の流れと役割というところで、こういったことを伝えてございます。最後に様式などにつきましても改めて作成をしたり見直しをしたというところでございます。これにつきましては手引に詳細を記載してございます。

本日は1枚目の資料、対策についての変更点をポイントを絞ってご説明したいと思しますので、1枚目の対応の新旧対照表をごらんください。

まず左側がこれまでの対応、右側が今後の新たな対応ということでございます。まず1番目でございます。左側に項目がございます。対象児童生徒の把握ということでございますが、これはまずアレルギー対策の入り口の部分でございます。非常に大切な部分でございます。右側の欄を見ていただきたいと思っておりますけれども、今回、全児童生徒へのアレルギーの調査を、毎年1回全員提出の方法によって実施するというところでございます。これは学年が上がるごとに症状に変化があらわれるということもございまして、そういったこともございまして、新入生、転入生だけではなくて在校生につきまして毎年必ず1回調査するというところでございます。

続きまして三つ目の欄をごらんください。食物アレルギー対応委員会の設置でございます。全校に、小・中学校に食物アレルギー対応委員会を設置するということを定めまして。この構成メンバーでございますが、学校の管理職、あと学級担任、養護教諭、栄養職員ということでございます。対応委員会につきましては、児童生徒個々の取り組みプランの作成ですとか、アレルギーの情報共有、緊急時の役割分担、あと研修の実施ということを行っていく会でございます。

続きまして裏面をごらんください。2段目でございますけれども、実際に対応の開始でございます。右側をごらんください。除去の給食内容記載の献立表を作成しまして、保護者や担任への配布のほか、全教職員がいつでも確認できるように職員室ですとか教室にも掲示するというところを徹底をしていきたいと考えてございます。

点線の下の部分の midpoint の三つ目をごらんください。教室における事故防止対策についてでございます。これは調布の事故につきましては担任のチェックミスにより発生したということもございまして、これは非常に大事な部分でございますので、担任等による確認チェックの徹底を今回改めて明記をしたということでございます。

次に下の欄、緊急時対応でございます。アレルギー症状を起こしたときの緊急時の対応につきましては、全教職員が東京都が発行しました緊急時の対応マニュアル、これに基づ

いて実施をするということといたします。また、緊急時に備えまして、教職員の役割分担を確認しまして、あらかじめシミュレーションですね。これを実際にやっておくことが非常に重要かと思っております。またアレルギー症状を起こした、アナフィラキシーショックを起こした場合に備えましてエピペン、この保管場所を全教職員が事前に把握をしておいて、さらに緊急時には教職員全員が打てるような状況、そのためには訓練を毎年行うということが必要かと思っております。

以上のような対応を今後各学校のほうでさらに取り組むということとなりますが、教育委員会としましても学校と連携をして、必要な支援を行いまして、学校給食における食物アレルギー対策につきましては、確実に実施をしていきたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

大島委員長

それでは、ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いします。

小林委員

全児童・生徒を対象にして年1回調査をするということでありましてけれども、この年1回、先ほどの説明の中にも子どもの成長に伴って変容する可能性もあるということ、それから転入生とかいろいろあると思うのですけれども、これは例えば渡邊先生、校医さんのお立場として、この1回という回数が妥当なのかどうかというのをちょっとお尋ねしたいのです。

渡邊委員

アレルギー専門家とはいえないものですから、私が言った言葉が全てというわけにはならないと思うのですけれども、年1回ぐらいは妥当だと思います。例えば、ただアレルギーがすごくある方とか、途中でアレルギーが出たとか、アレルギーがわかったという場合もありますので、その場合は申し出るとか、そういう一言がないと、チェックしなかった、聞かれなかったから答えなかったという、そういう話になると、わかりません。

それと実はこの1年にチェックするというのですけれども、小学校1年生に上がってきたときに、いろいろな家庭があると思うのですけれども、食物が世の中に出回っているもの全て食べてきたかという、それはわからないのですね。それで実際に学校給食で初めて食べたみたい、それがアレルギーがあるかどうかなんていうのは全くわからないことなのです。だからそういった部分への注意事項も必要。ただ、ルーチンの、定期的なチェックとしては毎年ということであれば、これは妥当と。その例外的なものを多少盛り込むよ

うな文章とか通知は必要ではないかなとは思いますが。

小林委員

どうもありがとうございました。年1回やるということは大切ですし、ぜひしっかりとやっていかなければと思うのですが、やはりこうやってマニュアル化すると、1回やっておいたら安心だみたいな。今、渡邊委員からもお話があったように、特別な状況の子が急にいわゆるそういった状況に陥ってしまうということから大きな事故、場合によっては命にかかわるような大きな事故になっているというのが今までの例だと思いますので、やはりマニュアル化すればするほど落とし穴があると思いますので、今のお話のようにぜひ緊急時とか常に注意をしていくとかというような体制をとっていくということは必要かと思えますね。

それからもう一つは、裏面のほうで研修の体制も今後さらに充実していくのだというようなことで今、お話もありましたけれども、現状では食物アレルギーにかかわっての例えば学校に対してとか、または栄養士に対してとか、そういった研修の体制というのは今のところどんな状況になっているか、ちょっと教えていただければと思います。

副参事（学校教育担当）

アレルギー対策の研修につきましては、先ほどご説明しましたエピペンの実技も含めた研修も含めまして、医師会のご協力をいただきまして学校医さんとの連携で、実際のシミュレーション用のエピペンの教材も手に入れることができて、今年度も各学校のほうで実際にやっています。

あと東京都が開催する研修ですとか、文部科学省が開催する研修、そちらへの情報提供も教育委員会として収集しまして、積極的に受講のほうを啓発をしているというところがございます。

小林委員

今の研修体制の充実はもう、ぜひと思いますが、先ほどの渡邊委員からのお話のように、では全てのものを食べてきているかといった、特にきょうだいがいる場合にはそのきょうだいがいる物質に関してアレルギーがあるのでずっと食べさせてこなかったと。本人はあまり自覚していないで給食を食べてしまうという、そういったケースも多いというふうに聞いておりますので、やはり保護者への啓発とか、年度当初の保護者会であるとか、「学校便り」だとか、常にそういったものの啓発を図っていくというような、教育委員会からの指導というのも今後強化していく必要があるかなと思っています。やはり死に直結する重

大な一つの問題だと思しますので、その辺は丁寧にきちんと体制を整えていくことが必要かと思しますので、今回のこの改正に伴って、ぜひ充実していただければと思います。

以上です。

副参事（学校教育担当）

委員の今のご指摘につきましてでございますけれど、保護者への通知をさせていただく中で、まさに今まで食べたことのない食材でアレルギー症状を起こすという事例が散見されるということも聞いてございますので、通知の中にアレルギーを起こしやすい食材、これを明記させていただいて、ご心配の場合には医療機関へのご相談をとという形で注意喚起のほうはさせていただきたいと考えてございます。

指導室長

今、小林委員からのお話で、きょうだい関係のお話がありました。まさしくそれに当てはまるような事例が本年度起きまして、ある食材をきょうだいの上のお子さんがアレルギーを持っていらっしゃるの、そのうちでは食べていなかった。それは一般的によく食べるものだったのです。学校給食で出て、1年生でそれまで食べたことがないので全くそういう反応が出ていなかったのが出てしまって、その学校はすぐに対応が、いい対応をしてくれましたので、大事には至らなかったのですが、そんなケースもありますので、私どもとしては定例の校長会、副校長会で周知もしますし、あと保健主任会というのが定期的に行われますので、特に保健主任さんの立場では常にそういう危機意識を持っていただくようなこと、先日のAEDのお話も含めて、啓発をずっと、子どもが忘れないように定期的にやっていきたいと考えてございます。

渡邊委員

本当に今回の改定を見せていただきまして、どんどんよくなっていくなと思っております。こういった対応がだんだん非常に細かくなって、こういうところで言っているのか、やり過ぎな感も若干あるのかなという気もしないでもないのですけれど、幾らやっても全部除去できるわけでもないということを確認することと、それとどんどん細かくしていくと、複雑化していくと、それに対応する人たちがどんどん難しくなっていく。今の世の中としてはなるべく簡略化していくという傾向には実際にあると思しますので、ですからそのあたりはよく、この文章で十分これを書いてあると満足というところではなくて、やはりそれが実際に行われて、うまく運用できるようなことを、健康に関する面についてはさせていただきたいと思します。

それでこういった形でどんなに網羅しても網羅し切れない、絶対網羅し切れないのです、どんなにやっただって。それで学校生活、教員になって50年間で、僕は忘れてしまったのですけれども、やっていると、こういったケースに何%の人が当たるかということ、まず当たるそうなんです、そういった場面に、教員は。ですからどういう形で当たるかという統計のとり方がちょっと曖昧なのでわからないのですけれども、自分が直接的に当たるのか、自分の目の前の中の学校で起こるのかと、そういうような形で起こるかと思えます。

ですからそのときに唯一いいことは、さっき言ったシミュレーションを立ててやるということですね。これは消防士たちの消防署の訓練とか救急隊員の訓練とか、同じことを、できることを何度も繰り返し、体で覚えていくという形でやっています。ですから知っています、去年やりました。それはもう全く意味のないことなので、毎年必ずやるとか、いつにやるとか、食育のときにやるとか、月間、そういったものをつくって必ずやっていく。それでこれはもう、1回やった、去年やったとかという話ではないと思えます。現に中野区の中でAEDを使ったように、AEDとエピペンについては、医療行為から外れて皆さんがやっていいということになりましたので、これはある意味、もう少し進んだら使えないではもう済まない、使わなかったことが罪になりかねないことにもなるので、ですからやはり本当にシミュレーションと実演を、劇的で、東京都が出された、これをやることというふうになっているのです、東京都の案内で。

それで私はことしの学校保健委員会の際に、今年度自分が校医を担当しているところでは説明してきたのですけれども、やっぱりこと細かく書いてあって、場面を設定してやっていますから、ぜひそれは本当に実際やることですね。これがやはり恥ずかしくてできなかったら、本番ではできない。消防隊員のみんな整列して、ああやってやっている、あれは本当にあれをやらなかったら現場でできない。我々も自分が立っていて、自分の担当している患者さんがこうやって処置をしている間に、ぱつとぐあいが悪くなると、手が震えて、血の気が引いてもう何もできない状態になってしまうので、陥ったことのある人であれば必ずその場で助けられるのは、その当事者よりも実際にそばにいる人とか、周りの人ですから、彼ができるかとそういう問題ではないので。いざ、自分がやれと言われると怖くなる。やっぱりそれには知識と経験と訓練が全てを左右するわけですから、ぜひ、これは上からのではなく、もう必ず強制力を持ってやっていただく。やはり事故が起こったらみんなが不幸になりますので、教員もですね、子どもも、親もみんな不幸になりますので、やはりそういった意味では日ごろの避難訓練同様にやっぱりこれは位置づけて、必ず

やっていただく、そういうような方法をとっていただきたいという希望でございます。

高木委員

食物アレルギー対応の取り組みは、こちらのほうで進めていただいて非常によろしいかと思うのですが、私は調布の事件を聞いたり、その後、新聞報道、あと調査報告もたしか出ていますよね。あるいは我々が教育委員訪問で小・中学校に行くと、一緒に給食を食べる時間があるのですが、時間が短いな。私、結構、よくないことなのですか、早食いなのですけども、時間内に子どもたちと一緒に食べるのは厳しいのですよ。あの先生はやっぱり給食で非常に忙しく対応していたのかなという気がします。いろんなシステムをやっても、先生に余裕がないとやっぱりパニックになってしまうのかなというのがあるのです。

文部科学省が2007年にまとめた「食に関する指導の手引」ですと、小学校で50分程度、中学校で45分程度というのを出しているのですが、実際に東京都が11年度にやった調査では、公立小学校のうち50分を確保しているのは2%、多分本区も40分とか45分ぐらい。そうすると準備とか片づけを入れると実質20分とれるかどうかなのですね。特に低学年で、最初のうちは高学年がお手伝いをしたりしていますが、時間が短いとやっぱりおさまらないのですね。ただ、今の「指導要領」の中から5分ひねり出して、給食の時間を延長するってすごく難しいというのはわかるのですが、一方で家庭で食事をしていて、子どもが例えば両手にパンを持って食べて、そんな食べ方はいけないと言うと、「うん、でもこういうふうみんなしているよ」とか。一遍に口の中に入れてはいけないとかと言うと、「でも」と言うのです。全部給食のせいにはしない、やっぱり基本は家庭のしつけだと思うのですけれども、給食の時間というのは単に食べるだけではなくて、やはり教育活動に位置づけられていますので、そういった形の中で、もちろん食物アレルギー対応も大切なのですけれども、もう少し何とか時間、5分延びないかななんてちょっと思うのですが、指導室長、難しいですかね。

指導室長

私も今、ちょっと時程を手元に書いて。大体小学校だと12時半ぐらいで4時間目が終わって、50分ぐらいまで、大体20分ぐらいで準備をして、20分で食べて片づける。片づけはそんなにかからないので、そうすると大体12時10分から15分ぐらいが給食の終わりで、続けて休み時間だとか、掃除だとかという形に入っていくのですね。終わりの時間で、今、6時間目も毎日のようにある中で、5分だったら何とかなるかなと思いますが、なかなか難しいと思います。確かに準備の時間とかで、特に4時間目が延びたりとかという、また

体育で終わってきてなんていうときもありますので、必ず12時半でぴたっと終わるわけではないというところもありますから、そうすると押し寄せになって、そこで今、おっしゃったようにケアレスが発生する可能性もありますので、ちょっとそれについては中のほうで検討させていただきたいなと思います。

10分はちょっとすぐには難しいと思うのですけれども、5分ぐらい何とかひねり出せることができれば対応していきたいなと思います。

高木委員

私のところは区立の小学校5年生と中学校3年生がいて、壁に給食の献立表が張ってあるのですよ。見せていただくと、キーマカレーと何とか、キムチチャーハンとか、非常に多様な食材を、先ほど出たように給食で初めて食べるなんていうのはわかるのですね。ちょっと私、老婆心ながら、そこまでマニアックなものでもなくてもいいかなとは思いますが、ただ、やっぱりいろんな食文化を体験させたいという活動の一環というのはすごくわかるのですね。だからそれに対してやっぱりマナーとか、あとゆっくりかんで食べるとか、食事にふさわしい話題というのが、ちょっとやっぱり余裕がないのかなと。ただ、教育委員会としてやれということではなくて、基本的には各教育活動ですから、学校の中で考えていただいていたと思うのですけれども、この機会にそれも含めてちょっと検討の機会にならないかなと思った次第です。

小林委員

ちょっと本題からはそれているのですが、とても大事なことだと思います。今、高木委員がお話しされたことは、私もこれからの中野の教育をどうしていくかと考えていくときに、一つの大きなヒントになるのではないかなと思うのですね。

平成1桁の後半ですね、スクールカウンセラーが学校に入った。当時は中学校に入っていたわけですね。その臨床心理士の方の第1番目の感想は何だったかという、学校の先生たちの給食の食べる速さに驚いていると。ということはこれはもう、要するに一般の社会の中で、ちょっと嫌な言い方ですが、ちょっとずれている状況。これは仕方がないのですね。やっぱり子どもたち40人、大勢の中でいろんなことに対応しなければいけないので、先生方はそういう意味でそれに迫られていますので、早く食べて、そして指導していくというですね。一つの職業上の難しさというのはあると思うのです。

ただ、確かにさまざま教育課程のことを考えたときに、そういたずらに時間をゆったりとは言いつらいのですけれども、でもやっぱり食育ということ考えたときに、あえてそ

ういった時間をどういうふうに確保していくのかということ、これは学校に任せているとなかなかそうはいかないというのが実情だと思いますので、例えば今後、いろんな視点から中野の教育をどういうふうにしていくかと考えたときに、別にスローフードがどうのこうのということではないのですけれども、何かそういう原点を見直すというのですか。これは給食だけではなくて、いろんな面において見直しを図っていくというのは、中野の子どもにとってプラスになるのではないかなというふうに今、非常に感じましたので、今後のこの教育委員会のいろんなさまざまな課題の中でも、そういったものを少し考えていく必要があるかなというふうに感じました。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

私もご一緒に各学校で給食を食べることがありますけれども、本当に実感として大体子どもたちが食べている時間が20分あるかどうかという、15分ぐらいではないだろうか。先生が食べる時間は5分ですよね、実際。もう全部みんなに配食して、子どもたちが食べて、いいかなと。だから先生はさっと食べて、みんなおかわりですとか、子どもたちが何かこぼしていないとか、そういう何かふき掃除の始末とかということがあることもあるし、そういうこともあるとすぐ対応しなければいけないからというので、先生はもう本当に5分で食べて、次のそういう対応に向かうとか。何か先生の体調がすごく心配になってしまうような状況なので、そういう中で食物アレルギーへの対応も担任の先生はもちろんやっていたかなくてはいけないのですけれども、なかなか先生の負担も大変かなというのもちよっと感じております。

それでは、この食物アレルギーとか給食のこととかはまた話題にすることはあるかと思えますので、きょうはそのようなところにいたします。

では、そのほかに報告事項はありますか。

副参事（学校教育担当）

私からは口頭報告でございますが、インフルエンザによります学級閉鎖について、口頭によりご報告をいたします。

本日、1月24日現在でございますけれども、小学校4校で合計五つの学級において、インフルエンザによる学級閉鎖となっております。具体的には、西中野小学校、中野本郷小学校、そして多田小学校、それぞれ1学級でございますが、1月22日から本日24日まで学級閉鎖でございます。それと若宮小学校の1学級でございますけれども、本日1月24

日1日のみ学級閉鎖でございます。そして西中野小学校でございますが、先ほどお話ししましたが、別の学級でございますけれども、本日から来週月曜日、1月27日まで1学級がそれぞれ学級閉鎖ということとなっております。

以上でございます。

渡邊委員

これには統計的に毎年来ている、どんぴしゃりの形の統計です。第5週をピークに向かって、ほとんどの年度はそれに合わせて、そのピークの高さがどこまでいくかというような形なのですけれども、やはり感染症ですから、こういったときに常に人に迷惑もかけますので、もう一度啓発としては、やはり手洗いをするというのと、やはりせきをする方はマスクをする。そういったことを多少徹底していただくことと、ある程度換気をするとか、そういった一般的な注意、一般的に書かれているようなことをもう一度改めてみんなにしていかないと、その数がどんどんふえていってしまう。本当にこれはやったらやらなかったらという統計は幾つもとられていまして、エビデンスというのは結構確実にあるものなので、特に手洗いは非常に効果が出ています。ですから一般的にどれが優先順位とつけてはいけないのですけれども、特に手洗いなんかはよく効果が出ているし、ノロウイルスについても手洗いのみしかないので、スプレーみたいなのを置いてあって、アルコールでやっているのですけれども、あれはインフルエンザは効くけれどノロみたいなのは効かない。ですから効く効かないも多少ありますから、やはり手洗い、これは全て食事のところにもつながりますし、いろんなところで手洗いを、こういった機会を、ふだんから手洗いを心がけるということを教育していただければいいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大島委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

<審議事項>

<日程第1>

それでは、続きまして日程第1 第4号議案、「平成25年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」を上程いたします。

ここでお諮りをいたします。本件は人事案件になりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大島委員長

では、異議ありませんので、非公開とすることに決定しました。

恐れ入りますが、傍聴の方はここで会場の外へご退出をお願いします。

(傍聴者 退室)

(以下非公開)

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第3回定例会を閉じます。

午前11時10分閉会